

危険物製造所等休止再開届出書

- どのような場合に提出をするのか？
 - ・危険物製造所、貯蔵所、取扱所を 3 ヶ月以上使用しないときは、**休止届**を提出してください。
 - ・休止中の危険物製造所、貯蔵所、取扱所の使用を再開するときは、**再開届**を提出してください。
- 添付書類
 - ・完成検査済証写し(変更したものは**変更完成検査済証**)
- 提出期限
 - 休止をする日の 7 日前まで

問い合わせ先

市川市消防局 予防課 危険物担当

電話 047-333-2117(土・日・祝日を除く、9時から17時)